

最高裁秘書第3043号

令和2年12月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月23日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法研修所の裁判教官に任命された者に交付している、司法研修所裁判教官の職務に関する説明資料（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3194号

令和2年12月24日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法研修所の裁判教官に任命された者に交付している、司法研修所裁判教官の職務に関する説明資料（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年11月18日

3 設問番号等

(1) 設問番号

令和2年度（最情）設問第29号

(2) 設問日

令和2年12月17日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3195号

令和2年12月24日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情） 諮問第29号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年12月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

司法研修所の裁判教官に任命された者に交付している、司法研修所裁判教官の職務に関する説明資料（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、10月23日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

新たに任命された司法研修所裁判教官に対しては、同教官の職務内容について必要に応じて他の裁判教官等から説明を行っており、司法研修所として説明資料を作成・交付する必要がないことから、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。